

石川県公報

令和 7 年 11 月 4 日
第 13855 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		公 告
○保安林の指定	(森林管理課) 1	○第54回採石業務管理者試験合格者 (河 川 課) 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) 2	選挙管理委員会
○土砂災害警戒区域の指定	(同) 2	○政治団体の届出の公表 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同) 3	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 4
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 3	

告 示

石川県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年11月 4 日

石川県知事 馳 浩

- 保安林の所在場所
金沢市熊走町ニ139、140の1、147の1、村廻13の1の2、河北郡津幡町字坂戸カ31、38の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに金沢市役所及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 保安林の所在場所
金沢市熊走町村廻15の17、18の36から18の38まで、25の1から25の3まで、25の5、25の7、25の9、27の1から27の5まで、ニ246、リ2から8まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林の所在場所

かほく市多田ツ33、34、48から50まで、河北郡津幡町字上大田セ27、28

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びにかほく市役所及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 11 月 4 日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
宅田川 2 号	輪島市宅田町、山岸町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
二ツ屋	輪島市二ツ屋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出川	輪島市三井町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋 2 号	輪島市三井町仁行	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比良	鳳珠郡穴水町比良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所輪島復旧復興課、輪島維持管理課、鳳珠復旧復興課及び鳳珠維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 11 月 4 日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
宅田川 2 号	輪島市宅田町、山岸町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
二ツ屋	輪島市二ツ屋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

出川	輪島市三井町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋 2 号	輪島市三井町仁行	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比良	鳳珠郡穴水町比良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所輪島復旧復興課、輪島維持管理課、鳳珠復旧復興課及び鳳珠維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和 7 年 11 月 4 日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝 撃 に 関 する 事 項	解除 事項
宅田川 2 号	輪島市宅田町、山岸町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
二ツ屋	輪島市二ツ屋町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
出川	輪島市三井町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
古屋 2 号	輪島市三井町仁行	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
比良	鳳珠郡穴水町比良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所輪島復旧復興課、輪島維持管理課、鳳珠復旧復興課及び鳳珠維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和 7 年 11 月 4 日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地
野々市市	金沢都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 41号 堀内上林線	令和 7 年 11 月 4 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	(1) 収用の部分 野々市市中林 3 丁目、中 林 4 丁目地内 (2) 使用の部分 なし

公 告

第54回採石業務管理者試験合格者

令和 7 年 10 月 10 日に実施した第54回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和 7 年 11 月 4 日

石川県知事 馳 浩

受験番号

（中） 1、（中） 2、（石） 1、（珠） 1、（県） 2

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 4 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
躍進加賀市を創る会	吉 田 貴	宮 元 智 美	加賀市片山津温泉セ1番地5	令和7年9月3日
上田みちこ後援会	高 田 典 英	上 田 清 志	能美市寺井町レ83-21	令和7年9月8日
馳浩石川県宅建政治連盟後援会	新 木 久 雄	山 岸 弘 明	金沢市大豆田本町口46番地8 石川県不動産会館	令和7年9月10日
行政書士による馳浩後援会	向 井 隆 郎	茅 野 智 勇	金沢市鞍月二丁目2番地 石川県繊維会館3F	令和7年9月11日
県民ファーストの会 いしかわ	園 部 和 浩	稲 置 誠 也	金沢市畝田西1-50	令和7年9月16日
辻裕行後援会	辻 裕 行	辻 裕 行	加賀市大聖寺鍛冶町3番地	令和7年9月19日
尾古たかふみ後援会	尾 古 隆 史	登 美 博	七尾市江曾町ナ部10番地	令和7年9月26日
成田たつひろ後援会	成 田 達 弘	永 田 房 雄	七尾市松物町45番地	令和7年9月29日
やまもと峰子後援会	大 谷 信 之	新 宅 寿	能美市岩本町13番地	令和7年9月30日

石川県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 4 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党かほく市支部	金子 健太郎	代 表 者	金 子 健太郎	沖 津 千万人	令和7年9月1日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
環境にやさしい政党を作る会	藤 原 徳 英	国会議員関係政治団体区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和6年11月1日
実践令和会	不 破 大 仁	代 表 者	不 破 大 仁	和田内 幸 三	令和7年9月5日
		会計責任者	不 破 美 穂	不 破 大 仁	令和7年9月5日
稲安保後援会	稲 安 保	主たる事務所の所在地	羽咋市大川町北新347番地3	羽咋市大川町北新396	令和7年9月10日